
令和5年 第3回定例会

一般質問 田村 英樹議員

令和5年 9月15日

▶質問

大田区議会公明党、田村英樹でございます。質問通告に従い、順次質問を行います。

日々区民の皆様からお受けする相談の多くに、生活保護に関する相談があります。新規に保護申請を検討されている方のほか、受給者の方々からも、健康面や住環境、あるいは隣人、貸主との問題、課題、その逆に受給者を対象とした内容もあります。受給開始から時間の経過とともに様々な状況の変化があり、相談内容も多岐にわたります。

その中の一つに、生活保護受給世帯における家賃滞納も課題となっております。住宅扶助費を生活費へ補って消費している場合や、一時的な収入により生活保護が打ち切りとなった場合など、様々なケースがありますが、もとより大田区居住支援協議会や各不動産事業者などを通じて、貸主への信頼を基に賃貸契約がなされている中で、滞りなく支払われない状況があるとしたら問題であります。家賃滞納対策として、国の制度において令和2年4月より、家賃滞納者、公営住宅入居者、セーフティネット住宅入居者に対して代理納付が原則化されました。生活保護受給者に代わり福祉事務所が家主等に納付することが可能となりました。本区は、個人情報保護の観点から課題が大きい状況でありましたが、本年6月1日に改正、施行された生活保護法の規定による住宅扶助費等の代理納付実施要領では、この被保護者からの同意を得ずとも代理納付が可能となりました。

そこで、本区の生活保護受給世帯における住宅扶助費の代理納付について、今後の取組をお伺いいたします。

次に、福祉施策における聴覚障害者への支援について伺います。

本年8月初旬、私は宮城県女川町を訪問しました。2011年東日本大震災の発生から12年がたち、新たに整備されたまちなみはとても美しく、多くの観光客でにぎわいも戻ってきている一方で、まだまだ復興の手が入っていない地域、まちなみを見ると胸が熱くなりました。この女川町の記録では、平成23年度身体障害者手帳を所持する聴覚障がい者40人のうち9人がお亡くなりになり、津波情報や避難指示等の音声情報が本人に届いていなかったことに起因するものと考えられています。災害時のみならず、平時においても聞こえのバリアを持つ方々への情報保障の取組は大

変重要であります。

そこで伺います。大田区にお住まいの聴覚障害者に対する情報保障について本区の見解、また、昨年施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえ、次期おた障がい施策推進プラン策定における取組について伺います。

現在大田区では、タブレット端末を介した遠隔手話通訳サービスを行っておりますが、聴覚障がい者の方たちからは、多少使いづらい点もあるとのご意見をいただいています。例えば、障害福祉課の窓口を訪れた際に、すぐにタブレット端末の準備ができずに待たされた経験や、ほかの階に移動して相談をする際、障害福祉課の職員に同行していただくため、あまり聞かれない個人的な相談などがしづらかった経験などを伺うと、一部運用の見直しを図る必要性を感じます。

そこで、現在本庁舎では障害福祉課の窓口を設置されているタブレット端末ですが、聴覚障がい者の方が主に訪れる福祉管理課などの窓口への設置を進めるため、まずはタブレット端末を複数台設置することを提案いたしますが、区の見解をお伺いいたします。

聴覚障害に関連して、大田区手話通訳講習会について伺います。

この手話講習会に関する募集案内には、受講対象者として、講習終了後、ボランティア活動のできる区内在住・在勤・在学の高校生以上と記されておりますが、このボランティアの対応について現状はどのように体系化されているのでしょうか。東日本大震災の記録では、聴覚障がい者の方々が避難所でのすれ違いの生活や、家族や周囲の方々に頼り、迷惑をかけていると感じて無力感や孤独感に襲われ、ストレスが蓄積されていった様子を読み取ることができました。

様々な場面で支えていただくため、あくまでも希望者になるかと思いますが、ボランティア登録をしていただくほか、平時において定期的にワークショップを開催するなど、行動的な体系の整備も必要と考えますが、区の見解をお伺いします。

さて、聴覚障がいの方たちが大きく期待を寄せている事業の一つが、2025年11月に開催予定の東京デフリンピックではないでしょうか。本年3月の予算特別委員会において公明党の秋成議員が、デフスポーツの歴史や100年目となる記念大会が、ここ東京で開催されることへの期待感などを通して、大会の普及啓発やボランティア体制などを質問しました。全21会場のうち、大田区総合体育館、大森東水辺スポーツ広場の2会場を有する本区においても、各組織、団体との連携を深め、大会開催から閉会後のレガシー創出に至る明確なビジョンを打ち出すことも重要と考えます。

そこで伺います。大会委員会や団体が作成する映像や広報ツールなどを共有し、本区が運用する広報媒体を広く活用して普及、啓発に取り組むべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、大気汚染防止法改正に伴うアスベスト対策について伺います。

令和3年第3回定例会の質問の中で、私は、事前調査や記録の作成、現場への立入検査の厳

格化、また、有識者による事前調査などへの対応として、本区においても関係部署における人材育成、確保の必要性や、検査機器アスベストアナライザーを用いた検査体制の充実などを要望させていただきました。

この点について、本区における現状の取組と今後の体制についてお伺いいたします。

次に、アスベスト除去等に伴う助成制度について伺います。

現在、品川区や練馬区のほか、東京 23 区中 11 区がアスベスト除去等に伴う補助制度を実施しており、本区においても住宅リフォーム助成事業の中で、吹きつけアスベスト除去工事について、対象工事費に対し一部助成を行っています。区内において、老朽化などによる一般住宅の解体、改修が多く見受けられる中、石綿含有建物の取扱いについては工事の施工業者だけではなく、工事の発注者となる建物の所有者への周知も必要であります。

そこで伺います。区内における今後の住宅改修状況を鑑みて、アスベスト除去等に伴う助成事業の周知と助成率引上げの両輪から利用率向上を図り、リフォーム助成事業の充実を要望いたしますが、区の見解をお伺いします。

また併せて、現在吹きつけアスベストレベル1までが対象となっている含有調査に関する助成制度についても、大気汚染防止法改正に伴いレベル3の建材まで対象を広げることも視野に入れた検討を要望いたしますが、区の見解をお伺いいたします。

以上で大田区議会公明党、田村英樹の質問を終了いたします。ありがとうございました。

<回答>

▶井上スポーツ・文化・国際都市部長

私からは、2025年デフリンピック開催に向けた普及啓発についてのご質問にお答えします。

本年8月、全日本ろうあ連盟、東京都、東京都スポーツ文化事業団は大会概要を策定しました。その中で、デフスポーツの価値を伝える、世界・未来につなげる、共生社会の実現の三つの大会のビジョンが示されました。今後、三つのビジョンに沿って、大会気運の醸成や運営準備が進められていくとされています。区は、本大会を障がいのあるなしにかかわらず、全ての人がスポーツを楽しみ、互いの違いを認め、尊重し合う共生社会の実現に向けた好機であると認識しております。区長の開会挨拶にありましたとおり、9月3日に聴覚に障がいのある学生が制作した作品が、大会を象徴し、普及啓発に重要な役割を担うエンブレムとして決定されました。今後、大会のPRなど幅広く活用されると聞いております。区といたしましては、大会会場となる大田区総合体育館、大森東水辺スポーツ広場ビーチバレー場を中心に、大会エンブレムを活用したPR活動を行うと同時に、全日本ろうあ連盟など主催団体から提供されたツールを活用した広報活動を行うなど、大会の機運を醸成してまいります。大会の普及啓発を積極的に進めるなど、競技会場を有する自治体として大会の成功に尽力してまいります。

▶張間福祉部長

私からは、聴覚に障がいがある方への情報保障の見解とプラン策定に関するご質問にお答えいたします。

手話が言語であることを区民の皆様に理解していただき、聴覚に障がいのある方が手話や文字などを利用して、あらゆる分野の活動に参加し、障がいの有無にかかわらず、人々が相互に意思疎通を行い、人格と個性を尊重しながら共生していくことはとても重要です。障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法では、障がい者等の意見の尊重がうたわれております。区では、聴覚障がい者団体をはじめ、各障がい者団体等と懇談会を行い、災害時の対応や意思疎通支援等に関してご要望をいただき、意見交換を行っております。次期おた障がい施策推進プランでは、そうした障がい当事者の方々のご意見とともに、大田区障がい者施策推進会議等における検討内容を十分に踏まえ、策定してまいります。

▶政木福祉支援担当部長

私からは、生活保護受給世帯における住宅扶助費の代理納付に関する質問にお答えをさせていただきます。

区では、国の通知に基づき、平成 18 年度に代理納付に関する要領を策定し、生活保護受給世帯の安定した住居の確保に役立ててまいりました。生活保護の情報は極めて慎重に取り扱うべき個人情報であることから、代理納付の実施に当たっては、ご本人の同意に基づく申込みを原則としてございます。しかしながら、住宅扶助費の家賃支払いに充てられず、家賃滞納が発生した場合などには、本人の申込みによらず、福祉事務所の組織としての判断により代理納付することができるよう、本年6月に代理納付に関する要領を改正いたしました。福祉事務所では、引き続き生活保護受給世帯の方の家賃滞納によるトラブルを防ぎ、安定した居宅生活を送れるよう適切に支援してまいります。以上でございます。

▶杉村障がい者総合サポートセンター所長

私からは、聴覚に障がいのある方への支援に関する二つのご質問に順次お答えいたします。

まず、遠隔手話通訳サービスについてのご質問ですが、現在、本庁舎では聴覚障がい者の方への支援として、障害福祉課に定期的に手話通訳者を配置し、障害福祉サービスに関することはもとより、相談者のご要望に応じて他部局の窓口への相談にも同行しております。また、手話通訳者の配置がない日には、遠隔手話通訳サービスを提供しており、現在、障害福祉課と各地域福祉課の五つの窓口で接続可能となっております。遠隔手話通訳サービスはタブレットを活用し、来庁者と障がい者総合サポートセンターに常駐している手話通訳者とをウェブでつなぎ、行政手続きについて手話によるコミュニケーションを提供するサービスで、平成 28 年度から実施しており、利用件数は増加傾向にあります。区は、障がい者総合サポートセンターに手話通訳者を常駐させていることから提供できる遠隔手話通訳サービスを区の強みを活かした形の利便性の高いサービスとして引き続き提供するとともに、聴覚に障害のある方の利用が見込まれる窓口での利用を進めるため、関係各課と調整し、拡充を図ってまいります。

次に、手話講習会終了後のボランティアに関するご質問ですが、大田区手話講習会は、広く区民に手話を学ぶための場を提供し、手話の基礎的知識を習得することで、聴覚に障がいのある方との意思の疎通と相互の理解を深めるとともに、より高度な手話知識を習得し、意思疎通支援者の養成につなげることを目的としており、受講生には最終的に手話通訳者として活動いただくこと

を期待しております。現在、手話講習会終了後に登録手話通訳者として活動される方、自主的に手話サークルなどで活動を続ける方、ボランティア登録される方など、具体的な行動につながっている方は講習会を終了された人数を考慮すると、比較的少ない状況と認識しております。区は、手話を使って情報や、お互いの意思を伝え合うことが、日常生活の中でごく自然に行われることが大切であると考えており、今後、手話講習会に参加された皆様が講習会で得た知識やスキルを活かし、継続的に活動を続けていくための方策を検討してまいります。

▶西山まちづくり推進部長

私からは、アスベスト対策に関する二つのご質問に順次お答えしてまいります。

まず、リフォーム助成に関するご質問ですが、本助成事業は、バリアフリー対応や環境への配慮、住まいの長寿命化など、様々なリフォーム工事を対象として、区内事業者の皆様のご協力の下、安心・安全な住まいづくりに貢献しております。事業の周知、啓発につきましては、区報やホームページのほか、本事業の工事を担う大田区建築あっせん事業連絡協議会への事業説明をはじめ、区内関係事業者への広報紙の送付など、事業周知をさらに強化してまいります。現在、アスベストに関する工事に関しましては、吹きつけアスベストの除去工事のみ対象として実施しているところでございます。なお、令和3年4月には大気汚染防止法の一部改正が行われ、アスベストの規制強化が行われたことから、リフォーム助成事業におけるアスベスト除去工事に関する助成の在り方について検討を重ねているところでございます。

次に、アスベスト含有調査の助成制度に関するご質問でございます。現在、区では、アスベストを含有している、または疑いのある吹きつけ材を調査機関で分析した場合、その調査費用の一部を助成しているところでございます。助成対象は、アスベストが含まれている可能性のある吹きつけ材、いわゆるレベル1に現在は限定しているところでございます。先般、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則が改正され、一定規模以上の解体、改修工事を施工する場合、都道府県への事前調査結果の報告、また、令和5年10月には有資格者による事前調査が順次義務化されるなど、規制が強化されているところでございます。区では、区民の皆様にアスベスト分析調査の必要性をしっかりとご理解いただくとともに、関係法令等に基づき適切に処理していただくことが何よりも不可欠と考えております。このため、区では、アスベストの適正な除却及び処分を推進し、区民の皆様の健康被害の予防強化及び建物所有者の負担軽減を図るため、アスベストの分析調査費助成の対象拡大についても検討を重ねているところでございます。私からは以上でございます。

▶山田環境清掃部長

私からは、アスベスト対策における現状と今後の体制に関するご質問にお答えをさせていただきます。

改正大気汚染防止法では、元請業者などによる解体工事着手前の事前調査が厳格化をされまして、石綿調査結果の自治体への報告が規定をされてございます。これを受け区では、報告された情報を基に解体工事について立入検査を行い、事前調査が不十分であると判断した場合には、実地にて的確な作業方法などを指導するとともに、調査の再実施を指示し、必要に応じて建材の分析調査も要請をしているところでございます。また、昨年度から新たに環境技術調査員3名を採用しまして、立入検査体制を強化してございます。昨年度は、元請業者などから報告された事前調査結果 4640 件のうち、届出対象外の工事 644 件を含む 745 件の現場に立入検査を行ってございます。検査に際しましては、アスベスト含有建材を把握することができる、議員もおっしゃいましたアスベストアナライザーを令和4年度から新たに導入をしまして現場検査に当たるとともに、必要に応じてその場で建材の再調査を要請するなど、除去作業時の的確な取扱いについて指導を徹底しております。さらに、職員の専門知識の習得につきましては、改正大気汚染防止法が公布されました令和2年度から、石綿作業主任者及び一般建築物石綿含有建材調査者などの資格取得を進めており、今年度中には担当する全職員の取得を目指しております。引き続き、より多くの現場検査を実施しまして、工事業者が法令を遵守した解体工事などを行うよう、引き続き 指導及び周知の拡充に取り組んでまいります。環境清掃部といたしましては、今後もこうした関係法令に則り、アスベスト除去に対しまして、区民の健康と安全を環境面からしっかりとサポートしてまいりたいと考えます。私からは以上でございます。